

原子力災害対策関係府省会議の開催について

〔平成 28 年 4 月 19 日
内閣総理大臣決裁〕

- 1 原子力災害対策の充実について、自治体や関係行政機関相互間の緊密な連携・協力を確保し、政府一体となって対応するため、原子力災害対策関係府省会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、次のとおりとする。議長は、その議題の内容に応じて、自治体始めその他の関係者の出席を依頼することができる。
また、原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁がオブザーバーとして参加し、専門的・技術的観点から助言を行うこととする。

議長	内閣官房副長官（事務）
構成員	内閣総理大臣補佐官（政策企画担当） 議長の指名する内閣官房参与 内閣官房危機管理審議官 内閣府政策統括官（防災担当） 内閣府政策統括官（原子力防災担当） 警察庁警備局長 消防庁次長 文部科学省研究開発局長 厚生労働省労働基準局長 資源エネルギー庁長官 国土交通省危機管理・運輸安全政策審議官 海上保安庁海上保安監 防衛省統合幕僚監部総括官
オブザーバー	原子力規制庁長官

- 3 会議の庶務は、内閣府において処理する。
- 4 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他の必要な事項は、議長が定める。